

## 昭和二十三年厚生省令第三十六号

五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

生後三十二週に至る日の翌日

(インフルエンザの予防接種の対象者)

予防接種法施行規則

(予防接種法施行規則を次のように定める。)

(予防接種の推進を図るための指針を定める疾病)

(厚生労働省令で定める疾病は、麻疹、風疹、結核及びインフルエンザとする。)

(保健所長等の指示)

第一条 法第五条第一項の規定による市町村長に対する保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市にあつては都道府県知事。以下同じ。)の指示は、予防接種施行の時期、予防接種の対象者の範囲、予防接種の技術的な実施方法その他必要な事項とする。

(予防接種の対象者から除かれる者)  
第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。)第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。  
一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの  
二 明らかな発熱を呈している者  
三 重篤な急性疾患にかかることがある者が明らかなる者  
四 当該疾患有する予防接種の接種液の成分によつてアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
五 麻疹及び風疹に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかなる者  
六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病的予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者  
七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者  
八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものと除く)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者  
九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者  
十 第二号から第六号まで及び第八号に掲げる者(ほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者(Hib感染症の予防接種の対象者))第二条の二 令第三条第一項の表Hib感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。  
(ロタウイルス感染症の予防接種の対象者)  
第二条の三 令第三条第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	月	生後六十月
ワクチン	月	生後九十月

生後二十四週に至る日の翌日

第二条の四 令第三条第一項の表インフルエンザの項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

(高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者)

第二条の五 令第三条第一項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)

第二条の六 令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

第二条の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。  
一 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病  
二 白血病、再生不良性貧血、重症筋膜無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病  
三 その他のこれらに準ずると認められるもの  
(特別の事情)  
第二条の八 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。  
一 前条に規定する疾病にかかること(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る)  
二 臓器の移植術(臓器の移植に関する法律(平成九年法律第二百四号)第一条に規定する移植術をいう。)を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。)  
三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの  
四 災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。)  
(特定疾病)第二条の九 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。  
(ジフテリア)  
特定疾病 年齢  
十五歳(予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下この表において「四種混合ワクチン」という。)又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(以下この表において「五種混合ワクチン」という。)を使用する場合に限る。)

当該定期の予防接種に相当する予防接種を行つた者から当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録（電子的形式、磁気的形式その他の人の知覚によつては認識することができない形式をいう。）で作られる記録をいう。」の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種を受けた者」と、第二項中「臨時の予防接種を行つた者」とあるのは「臨時に相当する予防接種を受けた者」と、第一項中「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行つた者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種の記録の提供を受けた者」と「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時に相当する予防接種を受けた者」とする。

（報告すべき症状）

母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

対象疾患	ジフテリア、百日咳、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症（Hib感染症に於けるジフテリア、破傷風不活性ワクチンを使用する場合に限る。）	麻疹、風疹	アナフイラキシー	アナフイラキシー	四時間	四時間
結核	b感覚症（Hib感覚症に於けるジフテリア、破傷風不活性ワクチンを使用する場合に限る。）	アレルギー	アレルギー	アレルギー	二十八日	七日
		けいれん	けいれん	けいれん	二十八日	二十八日
		血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	二十八日	二十八日
		その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	二十八日	二十八日
		脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	二十八日	二十八日
		急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	二十八日	二十八日
		けいれん	けいれん	けいれん	二十八日	二十八日
		血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	二十八日	二十八日
		脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	二十八日	二十八日
		その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	二十八日	二十八日
		アナルギラキシー	アナルギラキシー	アナルギラキシー	二十八日	二十八日
		けいれん	けいれん	けいれん	二十八日	二十八日
		血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	血小板減少性紫斑病	二十八日	二十八日
		脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	二十八日	二十八日
		急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	急性散在性脳脊髄炎	二十八日	二十八日
		けいれん	けいれん	けいれん	二十八日	二十八日
		アナフイラキシー	アナフイラキシー	アナフイラキシー	二十八日	二十八日
		けいれん	けいれん	けいれん	二十八日	二十八日
		脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	脳炎又は脳症	二十八日	二十八日
		その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	その他他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	二十八日	二十八日
四時間	四時間	四時間	四時間	四時間	二十八日	二十八日



熱性けいれん	七日
その他の医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身性が高いと医師が体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	
(厚生労働大臣への報告)	

**第六条** 法第十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一 予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号

三 第一号に掲げる者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所

四 報告に係る予防接種に使用されたワクチンの種類、製造番号又は製造記号、製造販売業者の名称及び接種回数

五 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要

六 その他必要な事項

(厚生労働大臣から市町村長等への通知)

**第七条** 法第十二条第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告)

**第七条の二** 法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一 予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所

二 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号

三 第一号に掲げる者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所

四 報告に係る予防接種に使用されたワクチンの種類、製造記号、製造販売業者の名称及び接種回数

五 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要

六 その他必要な事項

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報の整理に係る情報の提供)

**第七条の三** 厚生労働大臣が法第十四条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に法第十三条第三項に規定する情報の整理を行わせる場合において、同条第四項によりワクチン製造販売業者(同項に規定するワクチン製造販売業者をいう。以下この条において同じ。)に対し同条第三項に規定する調査を実施するため必要な協力を求めるときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、当該調査を行うため必要な限度において、ワクチン製造販売業者に対し、法第十四条第三項の規定により報告された情報(予防接種を受けた者の氏名及び生年月日を除く。)を提供することができる。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣への通知)

**第八条** 法第十四条第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一 法第十四条第一項の規定により法第十三条第三項に規定する情報の整理を行った件数及び当該情報の整理の結果

二 法第十四条第二項の規定による調査の結果

三 その他必要な事項  
(医療型障害児入所施設に類する施設)

**第九条** 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、児童養護施設又は福祉型障害児入所施設

二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設
四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設は、次のとおりとする。

**第九条の二** 令第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 前条各号に掲げる施設

二 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人独立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター若しくは国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの設置する医療機関又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所又は入院をし、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

三 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)に基づく国立保養所

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。に規定する救護施設又は更生施設ホーム

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

(医療費の支給に係る請求書)

**第十条** 法第十六条第一項第一号の規定による医療費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 医療を受けた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 医療を受けた者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所

三 医療を受けた病院、診療所、指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)又は薬局(以下「医療機関」という。)の名称及び所在地並びに当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護事業、居宅サービス事業又は介護予防サービス事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション等」という。)の名称及び所在地

四 医療に要した費用の額

二 前項の請求書には、同項第四号の事実を証明することができる書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

**第十一条** 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当の支給を受けようとする者は、令第十一条第一項第一号から第五号までに規定する医療を受けた各月分につき、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 医療を受けた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 医療を受けた者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所

三 医療を受けた日の属する月

四 その月において令第十条第一号から第四号までに規定する医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。)を受けた日数又は同項第五号に規定する医療を受けた日数

- 五 医療を受けた医療機関の名称及び所在地並びに当該医療機関が訪問看護事業者等であるときは訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 2 前項の請求書には、同項第三号及び第四号の事実を証明することができる書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。
- 第十二条** 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。
- 一 障害児の氏名、生年月日、住所及び個人番号
  - 二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
  - 三 障害児が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所
  - 四 障害児が令別表第一に定める障害の状態に該当するに至った年月日
  - 五 障害児について特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給を受けたときは、その額及びその支給を受けた期間
  - 六 障害児が令第十二条第三項に規定する施設に入所又は入院をしたときは、その施設名及びその入所又は入院をした期間
  - 七 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
    - 一 障害児の障害の状態に関する医師の診断書、前項第四号の事実及び予防接種を受けたことを明らかにできるその他の資料
    - 二 障害児を養育することを明らかにできる書類

**第十三条** 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

    - 一 氏名又は住所を変更したとき
    - 二 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなったとき
    - 三 障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに令別表第一又は令別表第二に定める他の等級に該当することとなつたとき

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給を受け、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一条の規定により福祉手当の支給を受け、若しくは国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下この条において「障害基礎年金」という。）の支給を受けることとなつたとき、若しくは受けたことがなくなつたとき、又は支給を受けている特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の額の改定があつたとき

五 障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が令第十二条第三項若しくは令第十三条第三項に規定する施設に入所若しくは入院をすることとなつたとき、又は入所若しくは入院をすることとなつたとき

**第十四条** 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

    - 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
    - 二 請求者が受けた予防接種を受けた期日及び場所
    - 三 請求者が令別表第二に定める障害の状態に該当するに至った年月日
    - 四 請求者について特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給を受けたとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当の支給を受けたとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を受けたときは、その額及びその支給を受けた期間
    - 五 請求者が令第十三条第三項に規定する施設に入所又は入院をしたときは、その施設名及びその入所又は入院をした期間

五 障害の状態により障害の状態となつたことを証明することができる書類を添えなければならない。

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる書類を添えなければならない。

**第十五条** 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者が、その障害の程度が減退し、又は増進した場合において、その受けている法第十六条第一項第三号の規定によ

る障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求書には、請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 第十六条** 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金に係る令別表第二に定める等級に該当するに至った年月日
- 二 請求者が現に支給を受けている法第十六条第一項第三号の事実を証明することができる書類を添えなければならない。
- 第十七条** 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。
- 一 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書及び同項第三号の事実を証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにできるその他資料を添えなければならない。
- 第十八条** 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。
- 一 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書及び同項第三号の事実を証明することができる書類を添えなければならない。
  - 二 前項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した請求書
    - 一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当时有していた住所
    - 二 請求者及び請求者以外の死亡一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係
    - 三 死亡した者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所
    - 四 死亡した者の死亡年月日  - 三 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
    - 一 予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる書類
    - 二 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本
    - 三 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる。

五 請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者以外の者であるときは、当該請求者（配偶者を除く。）が死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類。

**第十一條の十** 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との関係

三 死亡した者が受けた予防接種の種類並びに当該予防接種を受けた期日及び場所

四 死亡した者の死亡年月日

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 予防接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる書類

二 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

**第十一條の十一** 第十条及び第十二条の規定は、法第十六条第二項第一号の規定による医療費及び医療手当の支給を受けようとする者について準用する。

**第十一條の十二** 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 請求者の障害の原因とみられる予防接種を受けた期日及び場所

三 請求者が令別表第二（三級の項を除く。）に定める障害の状態に該当するに至った年月日

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書並びに同項第三号の事実及び予防接種を受けたことにより障害の状態となつたことを証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにすることができるその他の資料を添えなければならない。

**第十一條の十三** 令別表第二に定める二級の障害の状態にある者であつて法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けているものが、その障害の程度が増進した場合において、その受けている障害年金の額の変更を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二 前項の請求書には、請求者の障害の状態に該当するに至った年月日

2 前項の請求書には、請求者の障害の状態に関する医師の診断書及び同項第二号の事実を証明することができる書類を添え、必要があるときは、障害の状態を明らかにできるその他の資料を添えなければならない。

**第十一條の十四** 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき

二 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給要件に該当しなくなつたとき

三 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、令別表第二（三級の項を除く。）に定める他の等級に該当することとなつたとき

**第十一條の十五** 第十二条の九（第二項第五号を除く。）の規定は、遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項又は第十二条の十七の規定に該当する者を除く。）について準用する。この場合において、第十二条の九第一項第三号中「受けた予防接種の種類並びに当該予防接種」とあるのは「その死亡の原因とみられる予防接種」とし、同条第二項第四号中「請求者が令第十七条第二項第一号イのいずれかに該当する者であるときは、当該請求者」とあるのは「請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であった子を除く。）」とする。

**第十一條の十六** 死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号

2 前項の請求書には、請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

**第十一條の十七** 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに死亡した者との身分関係

三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者及び死亡した者との身分関係

二 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けようとしたときの先順位者が死亡した年月日

3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者と死亡した者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本

二 請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

**第十一條の十八** 遺族年金の支給を受けている者は、その氏名又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

**第十一條の十九** 第十二条の八の規定は、法第十六条第二項第三号の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときについて準用する。

**第十一條の二十** 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

二 死亡した者がその死亡の原因とみられる予防接種を受けた期日及び場所

3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した者の死亡年月日

2 前項の請求書には、第十二条の九第二項（第四号を除く。）の規定は、前項の請求書について準用する。

**第十一條の二十一** 令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者及び請求者以外の遺族の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

3 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 戸籍の謄本又は抄本

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者が予防接種を受けたことにより死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

3 請求者（配偶者を除く。）が予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにできる書類



この省令は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年六月三十日からこれを適用する。

**附 則**（昭和二五年四月一日厚生省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和二六年五月七日厚生省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

**附 則**（昭和二六年六月一二日厚生省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

**附 則**（昭和二八年一〇月一一日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和三三年九月一七日厚生省令第二八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和三六年四月一五日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和三九年四月一六日厚生省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四〇年四月二八日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四〇年一二月二八日厚生省令第五五号）抄

（施行期日）

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

**附 則**（昭和四五年七月一日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四〇年一二月二八日厚生省令第五五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四〇年四月一四日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和四〇年一二月二八日厚生省令第五五号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五二年二月二二日厚生省令第五五号）

この省令は、昭和五十二年二月二十五日から施行する。

**附 則**（昭和五二年八月二九日厚生省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和五三年七月二八日厚生省令第四六号）

この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

**附 則**（昭和五五年七月三二日厚生省令第二九号）

この省令は、昭和五十五年八月一日から施行する。

**附 則**（昭和五七年八月三一日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附 則**（昭和五九年九月二六日厚生省令第五三号）抄  
（施行期日）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年一二月二八日厚生省令第四九号）抄  
（施行期日）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附 則**（昭和六年三月二九日厚生省令第一七号）抄  
（施行期日）

この省令は、昭和六一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則**（平成六年七月一日厚生省令第四七号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成六年八月一七日厚生省令第五一号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成六年九月九日厚生省令第五六号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成八年一一月二〇日厚生省令第六二号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年二月一八日厚生省令第八号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年九月二五日厚生省令第七二号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年三月八日厚生省令第一五号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年三月一六日厚生省令第二一号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年一月一日厚生省令第九一号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年一月二八日厚生省令第九九号）抄  
（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**第十一条** 施行日前に受けた医療に係る予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一号に掲げる医療費及び医療手当の請求については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一一年一月二八日厚生省令第九九号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一一年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一一年一月二八日厚生省令第九九号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一二年六月一四日厚生省令第一〇一号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一二年一月二八日厚生省令第九九号）抄  
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。



(施行期日)

**第一条** この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十一条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定（番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日）（平成二十八年一月一日）

**附 則** （平成二八年六月二二日厚生労働省令第一一五号）抄

1 (施行期日) この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

この省令は、平成二十九年九月二十五日厚生労働省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成三一年二月一日厚生労働省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成元年六月二八日厚生労働省令第一〇号）抄

(施行期日)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** （令和元年九月二七日厚生労働省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和二年一月一七日厚生労働省令第五号）抄

(施行期日)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** （令和二年九月二七日厚生労働省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和二年一月一七日厚生労働省令第五〇号）抄

(施行期日)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則** （令和二年一月一〇月三日厚生労働省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和二年一月一〇月三日厚生労働省令第一七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和三年二月一六日厚生労働省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和三年三月一二日厚生労働省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和三年八月一一日厚生労働省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和三年一一月一六日厚生労働省令第一七八号）

(施行期日)  
(様式に係る経過措置)

1 この省令は、令和三年十二月八日厚生労働省令第一九〇号）

この省令は、令和三年十二月二十一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （令和三年一二月八日厚生労働省令第一九〇号）  
この省令は、令和三年十二月二十一日から施行する。

**附 則** （令和四年五月二十五日厚生労働省令第八八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この省令は、令和四年五月二十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

**附 則** （令和四年九月一六日厚生労働省令第一三一号）  
この省令は、令和四年九月二十日から施行する。

1 (施行期日) この省令は、令和四年九月二十日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

**附 則** （令和四年一〇月一三日厚生労働省令第一四七号）抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （令和四年一〇月九日厚生労働省令第一六五号）抄

(施行期日)

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** （令和四年一二月九日厚生労働省令第一六五号）抄

(施行期日)

この省令は、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種については、第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（以下この項及び次項において「旧予防接種法施行規則」という。）の附則（第十四条から第十七条まで及び第二十条の規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧予防接種法施行規則附則第十八条中「法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種については」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同附則第十八条の二中「法附則第七条第一項の規定による予防接種」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七条第一項の規定による予防接種」と、「第四条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同附則第十九条中「法附則第七条第二項の規定により」あるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により法第六条第三項の規定により行われた予防接種とみなして」とする。

5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則附則第十八条の二の規定は、改正法第十四条第一項の規定により予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた改正法第五条の規定による改正前の予防接種法

1 この省令は、令和三年十二月八日厚生労働省令第一九〇号）

この省令は、令和三年十二月二十一日から施行する。

**附 則** （令和三年一二月六日厚生労働省令第一八九号）

## 様式第二号（第四条第二項関係）

附則第七条第一項の規定による予防接種に相当する予防接種について準用する。この場合において、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則附則第十八条の二第一項中「を行つた者」とあるのは「に相当する予防接種を受けた者又は当該予防接種を行つた者から当該予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と読み替えるものとする。

**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**附則** （令和五年一月二六日厚生労働省令第一六一號）  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附則** （令和六年三月二九日厚生労働省令第六九號）  
 附則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六九號）抄

様式第一号（第四条第一項関係）

No. _____	予防接種済証(第 期)(定期)			
	住 所	年 月 日生		
	氏 名			
回数	ワクチンの種類	予防接種を行つた年月日	メーカー／ロット	備考
第一回		年 月 日		
第二回		年 月 日		
第三回		年 月 日		
第四回		年 月 日		
年 月 日				
都道府県 市区町村長氏名				

備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第二号（第四条第二項関係）

No. _____	予防接種済証(第 期)(臨時)			
	住 所	年 月 日生		
	氏 名			
回数	ワクチンの種類	予防接種を行つた年月日	メーカー／ロット	備考
第一回		年 月 日		
第二回		年 月 日		
第三回		年 月 日		
第四回		年 月 日		
年 月 日				
都道府県 知事又は市区町村長氏名				

備考 不要の文字は抹消して用いること

## 様式第三号（第四条第二項関係）

予防接種済証 Vaccination Certificate of _____					
姓（旧姓）（別姓）名（別名） [Surname] (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name) ]					
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)					
国籍・地域 [Nationality/Region]					
旅券番号 [Passport Number]					
接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣  
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

備考 不要の文字は抹消して用いること